

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章から第12章まで省略</p> <p>第13章 更正、決定等事務</p> <p>個⑬003から個⑬045まで省略</p> <p>個⑬047 更正決定等決議書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書／付表の九）…………… 22</p> <p>個⑬049 更正決定等決議書（翌年へ繰り越す株式等に係る譲渡損失の金額の計算書／付表の十）…………… 23</p> <p>以下省略</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1章から第12章まで省略</p> <p>第13章 更正、決定等事務</p> <p>個⑬003から個⑬045まで省略</p> <p>個⑬047 更正決定等決議書（翌年へ繰り越す純損失等の額の計算書／付表の九）…………… 22</p> <p>個⑬049 更正決定等決議書（翌年へ繰り越す<u>特定投資株式</u>の譲渡損失の額の計算書／付表の十）…………… 23</p> <p>以下省略</p>

○ 個人課税事務提要（様式編I）第4章 新旧対照表

改正後	改正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p>所得税の更正の請求書関係</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1</td> <td style="font-size: small;">(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">平成_____年分所得税の更正の請求書</p> <p>住所 _____ 職業 _____ 〒 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____</p> <p style="text-align: center;">平成_____年分所得税について次のとおり更正の請求をします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; font-size: x-small;">請求の目的となった申告又は地分の種類</td> <td style="width:30%; font-size: x-small;">申告書を出した日、地分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日</td> <td style="width:40%; font-size: x-small;">年月日</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等</p> <p style="font-size: x-small;">請求額の計算書（記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">請求額</th> <th colspan="2">申告し又は地分の通知を受けた額</th> <th rowspan="2">請求額</th> <th colspan="2">申告し又は地分の通知を受けた額</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合課税の所得金額</td> <td></td> <td></td> <td>④に対する税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑤に対する税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑥に対する税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合課税の所得金額</td> <td></td> <td></td> <td>配当控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>投資・リース税額等の控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住宅借入金(取得)等特別控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除</td> <td></td> <td></td> <td>政党等寄付金特別控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除</td> <td></td> <td></td> <td>差引所得税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得から差し引かれる金額</td> <td></td> <td></td> <td>災害減免額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>外国税額控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>再差引所得税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>定率減税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>源泉徴収税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>申告納税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>予定納税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(第1期分・第2期分)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第3期分納める税金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>還付される金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>加算税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>申告加算税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>追加加算税</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。</p> <p style="font-size: x-small;">(銀行等の口座に振込みを希望する場合) (日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望する場合)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; font-size: x-small;">還付される税金の受取場所</td> <td style="width:50%; font-size: x-small;">郵便局</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">〒 _____ 預金 口座番号 _____</td> <td style="font-size: x-small;">〒 _____ 郵便局 _____</td> </tr> </table>	(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1	(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1	請求の目的となった申告又は地分の種類	申告書を出した日、地分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年月日	請求額	申告し又は地分の通知を受けた額		請求額	申告し又は地分の通知を受けた額		円	円	円	円	総合課税の所得金額			④に対する税額						⑤に対する税額						⑥に対する税額						計			総合課税の所得金額			配当控除						投資・リース税額等の控除						住宅借入金(取得)等特別控除			控除			政党等寄付金特別控除			控除			差引所得税額			所得から差し引かれる金額			災害減免額						外国税額控除						再差引所得税額						定率減税額						源泉徴収税額						申告納税額						予定納税額						(第1期分・第2期分)						第3期分納める税金						還付される金						加算税						申告加算税						追加加算税			還付される税金の受取場所	郵便局	〒 _____ 預金 口座番号 _____	〒 _____ 郵便局 _____	<p>所得税の更正の請求書</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="font-size: small;">(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1</td> <td style="font-size: small;">(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">平成_____年分所得税の更正の請求書</p> <p>住所 _____ 職業 _____ 〒 _____ 氏名 _____ 電話番号 _____</p> <p style="text-align: center;">平成_____年分所得税について次のとおり更正の請求をします。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:30%; font-size: x-small;">請求の目的となった申告又は地分の種類</td> <td style="width:30%; font-size: x-small;">申告書を出した日、地分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日</td> <td style="width:40%; font-size: x-small;">年月日</td> </tr> </table> <p style="font-size: x-small;">更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等</p> <p style="font-size: x-small;">請求額の計算書（記載に当たっては、所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">請求額</th> <th colspan="2">申告し又は地分の通知を受けた額</th> <th rowspan="2">請求額</th> <th colspan="2">申告し又は地分の通知を受けた額</th> </tr> <tr> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> <th>円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合課税の所得金額</td> <td></td> <td></td> <td>④に対する税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑤に対する税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>⑥に対する税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>総合課税の所得金額</td> <td></td> <td></td> <td>配当控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>投資・リース税額等の控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>住宅借入金(取得)等特別控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除</td> <td></td> <td></td> <td>政党等寄付金特別控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>控除</td> <td></td> <td></td> <td>差引所得税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所得から差し引かれる金額</td> <td></td> <td></td> <td>災害減免額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>外国税額控除</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>再差引所得税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>定率減税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>源泉徴収税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>申告納税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>予定納税額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>(第1期分・第2期分)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>第3期分納める税金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>還付される金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>加算税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>申告加算税</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>追加加算税</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small;">※ ②、③の各欄は、「分離短期譲渡所得」、「分離長期譲渡所得」、「株式等の分離譲渡所得等」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。</p> <p style="font-size: x-small;">(預金口座に振込みを希望する場合) (その他の場合)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; font-size: x-small;">還付される税金の受取場所</td> <td style="width:50%; font-size: x-small;">郵便局</td> </tr> <tr> <td style="font-size: x-small;">〒 _____ 預金 口座番号 _____</td> <td style="font-size: x-small;">〒 _____ 郵便局 _____</td> </tr> </table>	(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1	(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1	請求の目的となった申告又は地分の種類	申告書を出した日、地分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年月日	請求額	申告し又は地分の通知を受けた額		請求額	申告し又は地分の通知を受けた額		円	円	円	円	総合課税の所得金額			④に対する税額						⑤に対する税額						⑥に対する税額						計			総合課税の所得金額			配当控除						投資・リース税額等の控除						住宅借入金(取得)等特別控除			控除			政党等寄付金特別控除			控除			差引所得税額			所得から差し引かれる金額			災害減免額						外国税額控除						再差引所得税額						定率減税額						源泉徴収税額						申告納税額						予定納税額						(第1期分・第2期分)						第3期分納める税金						還付される金						加算税						申告加算税						追加加算税			還付される税金の受取場所	郵便局	〒 _____ 預金 口座番号 _____	〒 _____ 郵便局 _____
(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1	(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
請求の目的となった申告又は地分の種類	申告書を出した日、地分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
請求額	申告し又は地分の通知を受けた額		請求額	申告し又は地分の通知を受けた額																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	円	円		円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
総合課税の所得金額			④に対する税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			⑤に対する税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			⑥に対する税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			計																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
総合課税の所得金額			配当控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			投資・リース税額等の控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			住宅借入金(取得)等特別控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
控除			政党等寄付金特別控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
控除			差引所得税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
所得から差し引かれる金額			災害減免額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			外国税額控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			再差引所得税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			定率減税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			源泉徴収税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			申告納税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			予定納税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			(第1期分・第2期分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			第3期分納める税金																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			還付される金																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			加算税																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			申告加算税																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			追加加算税																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
還付される税金の受取場所	郵便局																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
〒 _____ 預金 口座番号 _____	〒 _____ 郵便局 _____																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1	(印) 国税庁 〒100-8395 東京都千代田区千代田1-1-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
請求の目的となった申告又は地分の種類	申告書を出した日、地分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日	年月日																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
請求額	申告し又は地分の通知を受けた額		請求額	申告し又は地分の通知を受けた額																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	円	円		円	円																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
総合課税の所得金額			④に対する税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			⑤に対する税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			⑥に対する税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			計																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
総合課税の所得金額			配当控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			投資・リース税額等の控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			住宅借入金(取得)等特別控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
控除			政党等寄付金特別控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
控除			差引所得税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
所得から差し引かれる金額			災害減免額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			外国税額控除																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			再差引所得税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			定率減税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			源泉徴収税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			申告納税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			予定納税額																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			(第1期分・第2期分)																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			第3期分納める税金																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			還付される金																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			加算税																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			申告加算税																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
			追加加算税																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
還付される税金の受取場所	郵便局																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
〒 _____ 預金 口座番号 _____	〒 _____ 郵便局 _____																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

改正後

書き方

- この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合に提出するものです。
- 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- この請求書の各欄は、次により記載してください。
 - 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税の決定通知」などと記載します。
 - 「申告書を出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
 - 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、書ききれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。

なお、別に添付した書類があるときは、その書類名を記載します。
 - 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
 - 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
 - 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
 - 日本郵政公社の郵便預金口座に振込みを希望される場合は、口座の記号番号を、
 - 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに便利な郵便局名を、
 書いてください。

なお、預貯金口座への振込みを希望される場合は、ご本人名義の口座に限りませう。
- 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の短期譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知書」と「更正の請求額」とを二枚書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。
 - 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
 - 分離課税の短期譲渡所得の税額計算書
 - 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
- 詳しいことは、税務署（所得税担当）におたずねください。

改正前

書き方

- この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合に提出するものです。
- 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付してください。
- この請求書の各欄は、次により記載してください。
 - 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税の決定通知」などと記載します。
 - 「申告書を出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
 - 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、書ききれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。

なお、別に添付した書類があるときは、その書類名を記載します。
 - 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
 - 「還付される税金の受取場所」欄には、還付金の支払いを受ける場合に、取引銀行などの預金口座への振込みを希望されるときはその取引銀行などの名称（前ではまる文字を で囲んでください。）、預金の種類名及びその口座番号を記載してください。それ以外のときは支払いを受けるのに便利な郵便局名を記載してください。また、あなたの通常貯金（振替預入契約をしているものに限りませう。）への振込みを希望されるときは、併せてその通常貯金の記号番号も記載してください。
- 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の短期譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得等のある方又は分離課税とされる商品先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知書」と「更正の請求額」とを2枚書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。
 - 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
 - 分離課税の短期譲渡所得の税額計算書
 - 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - 商品先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
- 詳しいことは、税務署（所得税担当）におたずねください。

改正後

書き方

1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。

2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。

3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
(1) 「平成 年分の純損失の金額」①～④欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「平成 年分の純損失の金額」欄
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
ロ 「A 純損失の金額」①～④欄の各欄
純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする人で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、または廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。

なお、純損失の金額のうち総所得の損失のほか、次の所得の損失があるときは、「㉓」から「㉕」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。

これらの所得が2以上あるときは、㉔、㉕、㉖の順に書きます。

(名称)

- ㉔ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得 「分離短期譲渡」
- ㉕ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得 「分離長期譲渡」
- ㉖ 山林所得 「山林」

ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」⑤～⑧欄の各欄
「A 純損失の金額」①～④欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

この場合、「㉔」から「㉕」の各欄の「所得」欄には、「㉔」から「㉕」の各欄に記入した所得の名称を書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

(2) 「前年分の税額」①～④の各欄は、次のように書いてください。

イ 「C 繰越される所得金額」①～④欄及び「D Cに対する税額」⑤～⑧欄の各欄
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の譲渡所得を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰り戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

この場合、純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額のうち総所得のほか次の所得があるときは、「㉔」から「㉕」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。

これらの所得が2以上あるときは、㉔、㉕、㉖、㉗の順に書きます。

(名称)

- ㉔ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得 「分離短期譲渡」
- ㉕ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得 「分離長期譲渡」
- ㉖ 山林所得 「山林」
- ㉗ 退職所得 「退職」

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑨欄
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の譲渡所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部を繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

(3) 「繰戻し額控除後の税額」①～④欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」①～④欄の各欄
「C 繰越される所得金額」①～④から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」⑤～⑧を差し引いた金額を書きます。

この場合、「㉔」から「㉕」の各欄の「所得」欄には、「㉔」から「㉕」の各欄に記入した所得の名称を書きます。

なお、その差し引きかたについては、一定の順序がありますから、詳しくは税務署(所得税推進)におたずねください。

ロ 「F Eに対する税額」①～④欄の各欄
「㉔」から「㉕」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額額などを適用して求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから税務署(所得税推進)におたずねください。

(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、

② 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望される場合は、口座の記号番号を、

③ 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに使用する郵便番号を、

④ 振替口座への振込みを希望される場合は、ご本人名義の口座に限ります。

改正前

書き方

1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。

2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。

3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
(1) 「平成 年分の純損失の金額」①～④欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「平成 年分の純損失の金額」欄
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
ロ 「A 純損失の金額」①～④欄の各欄
純損失の金額の内訳を書きます。

この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする人で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、または廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。

なお、純損失の金額のうち総所得の損失のほか、次の所得の損失があるときは、「㉔」から「㉕」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。

これらの所得が2以上あるときは、㉔、㉕、㉖の順に書きます。

(名称)

- ㉔ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得 「分離短期譲渡」
- ㉕ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得 「分離長期譲渡」
- ㉖ 山林所得 「山林」

ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」①～④欄の各欄
「A 純損失の金額」①～④欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。

この場合、「㉔」から「㉕」の各欄の「所得」欄には、「㉔」から「㉕」の各欄に記入した所得の名称を書きます。

なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。

(2) 「前年分の税額」①～④の各欄は、次のように書いてください。

イ 「C 繰越される所得金額」①～④欄及び「D Cに対する税額」⑤～⑧欄の各欄
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額(分離課税の株式等の譲渡所得等、譲渡所得及び臨時所得、分離課税の先物取引の譲渡所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額)及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

この場合、純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額のうち総所得のほか次の所得があるときは、「㉔」から「㉕」の各欄の「所得」欄に次の所得の名称を書いてください。

これらの所得が2以上あるときは、㉔、㉕、㉖、㉗の順に書きます。

(名称)

- ㉔ 分離課税の土地建物等の短期譲渡所得 「分離短期譲渡」
- ㉕ 分離課税の土地建物等の長期譲渡所得 「分離長期譲渡」
- ㉖ 山林所得 「山林」
- ㉗ 退職所得 「退職」

ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」欄
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額(分離課税の株式等の譲渡所得等、譲渡所得及び臨時所得、分離課税の先物取引の譲渡所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部を繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額)を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

(3) 「繰戻し額控除後の税額」①～④欄の各欄は、次のように書いてください。

イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」①～④欄の各欄
「C 繰越される所得金額」①～④から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」⑤～⑧を差し引いた金額を書きます。

この場合、「㉔」から「㉕」の各欄の「所得」欄には、「㉔」から「㉕」の各欄に記入した所得の名称を書きます。

なお、その差し引きかたについては、一定の順序がありますから、詳しくは税務署(所得税推進)におたずねください。

ロ 「F Eに対する税額」①～④欄の各欄
「㉔」から「㉕」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額額などを適用して求めた算出税額を書きます。

なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている人は、税額の計算が複雑ですから税務署(所得税推進)におたずねください。

(4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、

② 日本郵政公社の郵便貯金口座に振込みを希望される場合は、口座の記号番号を、

③ 郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りに使用する郵便番号を、

④ 振替口座への振込みを希望される場合は、ご本人名義の口座に限ります。

○ 個人課税事務提要（様式編 I）第 13 章 新旧対照表

改正後	改正前
<p>更正決定等決議書（申請・請求用／本表の一）関係</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 80px;"> <p>□□□-□□□□</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>第 _____ 号 (番 号) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">殿 _____ 税務署長 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年分所得税の _____ 通知書</p> <p>あなたが平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた平成 _____ 年分所得税の _____ については、 _____ します。</p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所長首席 国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; height: 100px; margin-top: 20px;"> <p>○ この処分の理由</p> </div> <p>○ この処分は、 _____ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 () 枚のうち () 枚目</p>	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: flex-start;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 80px;"> <p>□□□-□□□□</p> </div> <div style="text-align: right;"> <p>第 _____ 号 (番 号) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> </div> </div> <p style="text-align: right;">殿 _____ 税務署長 _____ 印</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年分所得税の _____ 通知書</p> <p>あなたが平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日付でされた平成 _____ 年分所得税の _____ については、 _____ します。</p> <p>○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に _____ 税務署長 国税局長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 _____ 国税不服審判所長首席 国税審判官）に対して審査請求をすることができます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; height: 100px; margin-top: 20px;"> <p>○ この処分の理由</p> </div> <p>○ この処分は、 _____ 国税局の職員の調査に基づいて行いました。 () 枚のうち () 枚目</p>

改正後	改正前
<p>【減少する税額がある方】</p> <p>※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により運付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。</p>	<p>(新 設)</p>

改正後

更正決定等決議書（請求用／本表の一の三）関係

□□□-□□□□

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

殿 税務署長

平成 年分所得税の更正通知書

あなたが平成 年 月 日付でされた平成 年分所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内になります。

Table with 4 columns: 区分, 更正前の額, 更正後の額, 増減額. Rows include 所得金額 (Income), 所得控除 (Deductions), 課税所得 (Taxable Income), 税額 (Tax), and 支払済税額 (Paid Tax).

第3頁

改正前

□□□-□□□□

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

殿

税務署長

平成 年分所得税の更正通知書

あなたが平成 年 月 日付でされた平成 年分所得税の更正の請求については、下の表のとおり更正します。この結果、この通知により減少する税額は、下の表の太い枠内になります。

Table with 4 columns: 区分, 更正前の額, 更正後の額, 増減額. Rows include 所得金額 (Income), 所得控除 (Deductions), 課税所得 (Taxable Income), 税額 (Tax), and 支払済税額 (Paid Tax).

第3頁

改正後

改正前

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

(新設)

改正後

更正決定等決議書（一般用／本表の二）関係

□□□-□□□□
殿

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

税務署長 殿

平成 年分所得税の
加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税について、別表のとおり、所得税額等の 及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下表のとおりになります。

本 税 の 額 (別表④の④欄の金額)	円	○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署へ納付してください。
加 算 税 の 額		
申告加算税 (別表④の⑤欄の金額)		○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付してください。
重 加 算 税 (別表④の⑥欄の金額)		

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所長首席
国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○ この処分の理由

理由欄

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。
()枚のうち()枚目

本表の二

改正前

□□□-□□□□
殿

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

税務署長 殿

平成 年分所得税の
加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税について、別表のとおり、所得税額等の 及び加算税の賦課決定をします。

この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下表のとおりになります。

本 税 の 額 (別表④の④欄の金額)	円	○ この新たに納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店）、郵便局又は当税務署へ納付してください。
加 算 税 の 額		
申告加算税 (別表④の⑤欄の金額)		○ また、本税には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により延滞税を計算して同時に納付してください。
重 加 算 税 (別表④の⑥欄の金額)		

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に
税務署長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長（提出先は、 国税不服審判所長首席
国税審判官）に対して審査請求をすることができます。

○ この処分の理由

理由欄

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。

本表の二

改正後

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び国税特別徴収法第4条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{〔延滞税の割合〕} \\ \text{〔期間（日数）〕} \\ \text{新たに納付すべき本税の額} \times 7.3\% \text{ (注)} \times \text{確定申告期限の翌日から完納の日まで} = \text{延滞税の額} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \end{array}$$

365

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成12年11月30日の公定歩合は0.1%ですので平成12年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額が10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額が100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
- ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
- ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の額子が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合は、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することとなりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正前

延滞税の計算方法（国税通則法第60条、第61条、第118条、第119条及び国税特別徴収法第4条）

延滞税の割合は、年7.3%（表面記載の納期限の翌日から2月を経過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{〔延滞税の割合〕} \\ \text{〔期間（日数）〕} \\ \text{新たに納付すべき本税の額} \times 7.3\% \text{ (注)} \times \text{確定申告期限の翌日から完納の日まで} = \text{延滞税の額} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{経過した日以後は14.6\%）} \end{array}$$

365

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を経過する日まで・・・年「7.3%」と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成12年11月30日の公定歩合は0.1%ですので平成12年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を経過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額が10,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額が100円未満の端数があるときは、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。

- ① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を経過する日以後に更正があったとき又は期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を経過する日以後に更正があったとき（偽りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
- ② 損失の繰戻しに係る還付金の額が減少する場合
- ③ 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の額子が受けられます。

改正後

更正決定等決議書（一般用／本表の二の二）関係

□□□-□□□□

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

殿

税務署長 閣下

平成 年分所得税の更正 加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内ようになります。

Table with 4 columns: 区分, ④更正前の額, ⑤更正後の額, ⑥増徴(△)減額(□)額. Rows include 所得金額, 所得控除額, 課税される所得金額, ⑥に対する税額, 加算税の割合, 加算税の額.

- 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び輸入代理店（郵便局を含む。））又は協賛金融機関へ納付してください。また、本税（上記⑥の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。○ この区分に不届があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。

.....

11311313

改正前

□□□-□□□□

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

殿

税務署長 閣下

平成 年分所得税の更正 加算税の賦課決定 通知書

平成 年分の所得税について、下の表のとおり、所得税額等の更正及び加算税の賦課決定をします。この結果、この通知により新たに納付すべき税額は、下の表の太い枠内ようになります。

Table with 4 columns: 区分, ④更正前の額, ⑤更正後の額, ⑥増徴(△)減額(□)額. Rows include 所得金額, 所得控除額, 課税される所得金額, ⑥に対する税額, 加算税の割合, 加算税の額.

- 納付すべき税額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店、輸入代理店）、郵便局又は協賛金融機関へ納付してください。また、本税（上記⑥の太い枠内の金額）には、確定申告期限の翌日から納付する日まで延滞税がかかりますから、裏面の「延滞税の計算方法」により計算して同時に納付してください。○ この区分に不届があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 に対して異議申立てをすることができます。

.....

11311313

改正後

【納付すべき税額がある方】

延滞税の計算方法（国税滞納法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第44条）

延滞税の割合は、年7.3%（普通徴収の納期限の翌日から2月を超過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{（延滞税の割合）} \\ 7.3\% \text{（注）} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{超過した日以後は14.6\%）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{（期間（日数））} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \text{延滞税の額}$$

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を超過する日まで・・・年7.3%と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成15年11月30日の公定歩合は0.1%ですので平成15年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を超過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額が10,000円未満の場合には、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額が100円未満の場合には、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を超過する日以後に更正があったときは期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を超過する日以後に更正があったとき（併りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を超過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を超過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の額が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することとなりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正前

延滞税の計算方法（国税滞納法第60条、第61条、第118条、第119条及び租税特別措置法第44条）

延滞税の割合は、年7.3%（普通徴収の納期限の翌日から2月を超過した日以後は年14.6%）となりますが、具体的には、次の算式によって計算してください。

$$\begin{array}{c} \text{新たに納付す} \\ \text{べき本税の額} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{（延滞税の割合）} \\ 7.3\% \text{（注）} \\ \text{（納期限の翌日から2月を} \\ \text{超過した日以後は14.6\%）} \end{array} \times \begin{array}{c} \text{（期間（日数））} \\ \text{確定申告期限} \\ \text{の翌日から} \\ \text{完納の日まで} \end{array} = \text{延滞税の額}$$

（注）平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位（1/1～12/31）で適用することとなります。具体的には次のとおりです。

- ① 納期限の翌日から2月を超過する日まで・・・年7.3%と「前年の11月30日の公定歩合+4%」のいずれか低い割合
例えば、平成14年11月30日の公定歩合は0.1%ですので平成15年1月1日から同年12月31日までの割合は4.1%となります。
- ② 納期限の翌日から2月を超過した日以後・・・年「14.6%」

- 本税の額が10,000円未満の場合には、延滞税を納付する必要はありません。
- 本税の額が10,000円未満の場合には、これを切り捨てて計算してください。
- 延滞税の額が1,000円未満の場合には、納付する必要はありません。
- 延滞税の額が100円未満の場合には、これを切り捨てて納付してください。
- 次の場合には、延滞税の計算の基礎となる「期間（日数）」に特例が設けられていますから税務署におたずねください。
① 期限内申告書を提出している場合で確定申告期限から1年を超過する日以後に更正があったときは期限後申告書を提出している場合でその提出した日の翌日から起算して1年を超過する日以後に更正があったとき（併りその他不正の行為により税金を免れ又は還付を受けた人に対する更正については、この特例の適用はありません。）
② 期限後申告書に係る還付金の額が減少する場合

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を超過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が発せられた日の翌日から起算して1月を超過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の額が受けられます。

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、郵便局の郵便貯金（振替預入契約をしているものに限ります。）への振込払い又は郵便局の窓口払いの方法により還付することとなりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正後

更正決定等決議書（加算税用／本表の三）関係

□□□-□□□□
殿

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

税務署長 印

平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

		賦課決定額	変更決定後の 賦課決定額	増減差額
申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	円	加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加算税の割合	%	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額			円
	⑤ 加算税の割合	%	%	
	⑥ 加算税の額(④×⑤)	円	円	

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、上の表の太い枠内ようになります。なお、この納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店及び繰入代理店(郵便局を含む。))又は当税務署に納付することになっています。

○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 国税審判長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所長首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。

○ この処分の理由

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。()枚のうち()枚目

改正前

□□□-□□□□
殿

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

税務署長 印

平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

		賦課決定額	変更決定後の 賦課決定額	増減差額
申告加算税	① 加算税の基礎となる税額	円	円	加重分の過少申告加算税がある場合には、付表で計算した加算税の額が③欄に移記してあります。
	② 加算税の割合	%	%	
	③ 加算税の額(①×②)	円	円	
重加算税	④ 加算税の基礎となる税額	円	円	円
	⑤ 加算税の割合	%	%	
	⑥ 加算税の額(④×⑤)	円	円	

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、上の表の太い枠内ようになります。なお、この納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行(本店、支店、代理店、繰入代理店)、郵便局又は当税務署に納付することになっています。

○ この処分不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長 国税局長 国税審判長 に対して異議申立て又は国税不服審判所長(提出先は、 国税不服審判所長首席国税審判官) に対して審査請求をすることができます。

○ この処分の理由

○ この処分は、 国税局の職員の調査に基づいて行いました。()枚のうち()枚目

改正後

【納付すべき税額がある方】

※ 更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が寄せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

【減少する税額がある方】

※ 既に納付した税額がこの通知により減少する場合で、他に未納の税額がないときは、銀行等の預金口座への振込払い、日本郵政公社の郵便貯金口座への振込払い又は郵便局の窓口払いのいずれにより還付することになりますので、この場合は、後日改めてお知らせします。

改正前

更正、決定又は加算税の賦課決定（以下「更正等」といいます。）によりその確定申告期限から1年を経過した日以後に納付すべき税額が確定した場合で、その更正等により新たに確定した部分の税額につき、一時に納付することができない理由があると認められること、その更正等の通知書が寄せられた日の翌日から起算して1月を経過する日までに申請があることなどの一定の要件を満たす場合は、その納付することができないと認められる金額を限度として、その納期限（この通知により新たに納付すべき税額の納期限）から1年以内の期間を限り、納税の猶予が受けられます。

改正後

更正決定等決議書（加算税用／本表の三の二）関係

Stamp box for the corrected document.

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

税務署長 印

平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。
この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。

Table with columns for '申告加算税' and '重加算税', and rows for '加算税の基礎となる税額', '加算税の割合', and '加算税の額 (①×②)'. Includes a note about late payment penalties.

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

理由欄: ○ この処分の理由

()枚のうち()枚目

11111111

改正前

Stamp box for the original document.

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

税務署長 印

平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。

この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内になります。

Table with columns for '申告加算税' and '重加算税', and rows for '加算税の基礎となる税額', '加算税の割合', and '加算税の額 (①×②)'. Includes a note about late payment penalties.

○ この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

理由欄: ○ この処分理由

()枚のうち()枚目

11111111

改正後

更正決定等決議書（加算税用／本表の三の三）関係

□□□-□□□□

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

殿

税務署長 閣下

平成 年分、平成 年分及び平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分、平成 年分及び平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。
この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内ようになります。

年 分	区 分	① 加算税の基礎となる税額	② 加算税の割合	③ 加算税の額 (①×②)
平成 年分	申告加算税	円	%	円
	重加算税	円	%	円
平成 年分	申告加算税	円	%	円
	重加算税	円	%	円
平成 年分	申告加算税	円	%	円
	重加算税	円	%	円

- この新たに納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店及び歳入代理店（郵便局を含む。））又は当税務署に納付することになっています。
なお、納付すべき加算税の額は、年分ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。
- 平成 年分、平成 年分又は平成 年分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

○ この処分の理由

()枚のうち()枚目

本表の三の三

改正前

□□□-□□□□

第 号 (番 号)
平成 年 月 日

殿

税務署長 閣下

平成 年分、平成 年分及び平成 年分所得税の加算税の賦課決定通知書

平成 年分、平成 年分及び平成 年分所得税の平成 年 月 日の により納付すべき本税に対する加算税について、次のとおり賦課決定します。
この結果、この通知により新たに納付すべき加算税の額は、下の表の太い枠内ようになります。

年 分	区 分	① 加算税の基礎となる税額	② 加算税の割合	③ 加算税の額 (①×②)
平成 年分	申告加算税	円	%	円
	重加算税	円	%	円
平成 年分	申告加算税	円	%	円
	重加算税	円	%	円
平成 年分	申告加算税	円	%	円
	重加算税	円	%	円

- この新たに納付すべき加算税の額は、平成 年 月 日までに日本銀行（本店、支店、代理店、歳入代理店）、郵便局又は当税務署に納付することになっています。
なお、納付すべき加算税の額は、年分ごとにそれぞれ別の納付書を使用してください。
- 平成 年分、平成 年分又は平成 年分の処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して2月以内に 税務署長に対して異議申立てをすることができます。

○ この処分の理由

()枚のうち()枚目

本表の三の三

改正後

更正決定等決議書（別表）関係

別表 平成 年分		氏名		区 分		前の額		後の額		()のうちの()枚目	
所得金額	所得①										
	所得②										
	所得③										
	所得④										
	所得⑤										
	計 (総所得)⑥										
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除⑦										
	地震、火災、洪水、風災等の被害による損失の控除⑧										
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除⑨										
	障害者、老年者、寡婦、寡夫、勤労学生控除⑩										
	配偶者控除⑪										
	配偶者特別控除⑫										
	扶養控除⑬										
	基礎控除⑭										
	所得控除額の計⑮										
	課税される所得金額⑯										
算出税額	⑯に対する税額⑰										
	⑰に対する税額⑱										
	⑱に対する税額⑲										
税金から差し引かれる金額	控除⑳										
	控除㉑										
	控除㉒										
	控除㉓										
	控除㉔										
	控除㉕										
	控除㉖										
	控除㉗										
	控除㉘										
	控除㉙										
申告加算税	加算税の基礎となる税額⑳										
	加算税の割合㉑										
	加算税の額(㉑×㉒)㉒										
	加算税の基礎となる税額㉓										
	加算税の割合㉔										
	加算税の額(㉔×㉓)㉕										
	翌年へ繰り越す純損失・繰損失の金額㉖										
	翌年へ繰り越す特定等に係る繰損失の金額㉗										
	翌年へ繰り越す先物取引に係る損失の金額㉘										

青・白

改正前

別表 平成 年分

氏名

()のうちの()枚目

区 分		氏名		前の額		後の額		()のうちの()枚目	
所得金額	所得①								
	所得②								
	所得③								
	所得④								
	所得⑤								
	計 (総所得)⑥								
所得金額から差し引かれる金額	雑損、医療費控除⑦								
	地震、火災、洪水、風災等の被害による損失の控除⑧								
	生命保険料、損害保険料、寄付金控除⑨								
	障害者、老年者、寡婦、寡夫、勤労学生控除⑩								
	配偶者控除⑪								
	配偶者特別控除⑫								
	扶養控除⑬								
	基礎控除⑭								
	所得控除額の計⑮								
	課税される所得金額⑯								
算出税額	⑯に対する税額⑰								
	⑰に対する税額⑱								
	⑱に対する税額⑲								
税金から差し引かれる金額	控除⑳								
	控除㉑								
	控除㉒								
	控除㉓								
	控除㉔								
	控除㉕								
	控除㉖								
	控除㉗								
	控除㉘								
	控除㉙								
申告加算税	加算税の基礎となる税額⑳								
	加算税の割合㉑								
	加算税の額(㉑×㉒)㉒								
	加算税の基礎となる税額㉓								
	加算税の割合㉔								
	加算税の額(㉔×㉓)㉕								
	翌年へ繰り越す純損失・繰損失の金額㉖								
	翌年へ繰り越す特定投資株式の繰損失の額㉗								

青・白

()のうちの()枚目

改正後

更正決定等決議書（純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書／付表の七）関係

純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書
 (通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額⑤」の金額は、この計算書によって計算してあります。)

平成 年分		氏名 _____ 殿	
		金額 円	
平成 年分の純損失の金額	A 総所得	① 変動所得	④ 変動所得
	純損失の金額	② その他所得	⑦ その他所得
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 繰戻される所得金額	③ 所得	⑧ 所得
		④ 所得	⑨ 所得
		⑤ 所得	⑩ 所得
		⑥ 所得	⑪ 所得
		⑦ 所得	⑫ 所得
年分の純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	D ①に対する税額	⑬ ①に対する税額	⑭ ④に対する税額
		⑮ ②に対する税額	⑯ ⑦に対する税額
		⑰ ③に対する税額	⑰ ⑧に対する税額
		⑱ ④に対する税額	⑱ ⑨に対する税額
		⑲ ⑤に対する税額	⑲ ⑩に対する税額
	E 繰戻し後の繰戻される所得金額	⑳ 計	㉑ 計
		㉒ 定率減税相当額	㉒ 定率減税相当額
		㉓ ①-② (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	㉓ ④-⑦ (100円未満の端数は切り捨ててあります。)
		㉔ 繰戻金の繰戻しによる還付金額 (①-②)と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔ 繰戻金の繰戻しによる還付金額 (④-⑦)と㉒のいずれか少ない方の金額
		㉕ 繰戻金の繰戻しによる還付金額 (①-②)と㉓のいずれか少ない方の金額	㉕ 繰戻金の繰戻しによる還付金額 (④-⑦)と㉒のいずれか少ない方の金額

() 枚のうち () 枚目

改正前

純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算書
 (通知書の別表の「損失の繰戻し」の「還付金の額に相当する税額⑤」の金額は、この計算書によって計算してあります。)

平成 年分		氏名 _____ 殿	
		金額 円	
平成 年分の純損失の金額	A 総所得	① 変動所得	④ 変動所得
	純損失の金額	② その他所得	⑦ その他所得
純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	C 繰戻される所得金額	③ 所得	⑧ 所得
		④ 所得	⑨ 所得
		⑤ 所得	⑩ 所得
		⑥ 所得	⑪ 所得
		⑦ 所得	⑫ 所得
年分の純損失の繰戻しによる所得税の還付金額の計算	D ①に対する税額	⑬ ①に対する税額	⑭ ④に対する税額
		⑮ ②に対する税額	⑯ ⑦に対する税額
		⑰ ③に対する税額	⑰ ⑧に対する税額
		⑱ ④に対する税額	⑱ ⑨に対する税額
		⑲ ⑤に対する税額	⑲ ⑩に対する税額
	E 繰戻し後の繰戻される所得金額	㉑ 計	㉑ 計
		㉒ 定率減税相当額	㉒ 定率減税相当額
		㉓ ①-② (100円未満の端数は切り捨ててあります。)	㉓ ④-⑦ (100円未満の端数は切り捨ててあります。)
		㉔ 繰戻金の繰戻しによる還付金額 (①-②)と㉓のいずれか少ない方の金額	㉔ 繰戻金の繰戻しによる還付金額 (④-⑦)と㉒のいずれか少ない方の金額
		㉕ 繰戻金の繰戻しによる還付金額 (①-②)と㉓のいずれか少ない方の金額	㉕ 繰戻金の繰戻しによる還付金額 (④-⑦)と㉒のいずれか少ない方の金額

() 枚のうち () 枚目

改正後

改正前

更正決定等決議書（翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書／付表の九）関係

翌年へ繰り越す純損失等の金額の計算書

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏名					
氏名					
総所得	所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤	⑥

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の先物取引の純所得等の金額

損失の種類	④前年から繰り越された損失額	⑤本年分の所得から繰り越される繰越損失額	⑥翌年への繰越損失額(④-⑤)
その年の三年前(一)年分			
純所得			
損			
失			
損			
その年の二年前(一)年分			
純所得			
損			
失			
損			
その年の前年(一)年分			
純所得			
損			
失			
損			
本年分			
純所得			
損			
失			
損			

3 居住用財産の譲渡損失に係る純損失がある場合の翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	純損失の金額(前年へ繰り越した純損失を除く)	居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額	翌年への繰越す特定居住用財産分以外の純損失の金額(①-②)
	円	円	円

() 枚のうち () 枚目

翌年へ繰り越す純損失等の額の計算書

平成 年分

1 繰越損失額控除前の所得金額

氏名					
氏名					
総所得	所得	所得	所得	所得	所得
①	②	③	④	⑤	⑥

2 翌年への繰越損失額、分離課税の株式等の譲渡所得等の金額及び分離課税の商品先物取引の純所得等の金額

損失の種類	④前年から繰り越された損失額	⑤本年分の所得から繰り越される繰越損失額	⑥翌年への繰越損失額(④-⑤)
その年の三年前(一)年分			
純所得			
損			
失			
損			
その年の二年前(一)年分			
純所得			
損			
失			
損			
その年の前年(一)年分			
純所得			
損			
失			
損			
本年分			
純所得			
損			
失			
損			

3 居住用財産の譲渡損失に係る純損失がある場合の翌年へ繰り越す特定居住用財産分以外の純損失の金額

本年分	純損失の金額(前年へ繰り越した純損失を除く)	居住用財産の譲渡損失に係る純損失の金額	翌年への繰越す特定居住用財産分以外の純損失の金額(①-②)
	円	円	円

付表の九

付表の九

